



3. 良好な景観の形成に関する方針

[法第8条第3項関係]

景観類型ごとに良好な景観の形成を進めるための方針を定めます。

① 土地利用に基づく景観類型

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
自然景観	<ul style="list-style-type: none">◇山林の景観の保全・維持を推進する。◇本市の特徴となるみどりの保全・管理を推進する。◇自然環境の保全・維持を推進する。◇一定規模以上の建築物・工作物・太陽光発電施設・風力発電施設等に対する適切な規制・誘導を進める。
田園景観	<ul style="list-style-type: none">◇田園景観の保全・維持を推進する。◇耕作放棄地の活用・解消などによる田園の景観阻害の防止を推進する。◇一定規模以上の建築物・工作物・太陽光発電施設・風力発電施設等に対する適切な規制・誘導を進める。
市街地景観	<ul style="list-style-type: none">◇中心的な商業地では、周囲から突出した建物外観などによる景観阻害の防止に努め、本市の顔としてふさわしいにぎわいある景観の創造を目指す。◇商店街においては、にぎわいある街並みの連続性に配慮し、来街者が歩いて楽しめる景観づくりを進める。◇大規模工場や工業団地などでは、敷地内の緑地などによる周辺景観と調和した景観づくりを進める。◇新たな工業系建築物の整備にあたっては、建物の形態・意匠など、周辺との調和に配慮した適切な規制・誘導を進める。◇中高層の住宅では、建物の形態・意匠など、周辺景観との調和に配慮した適切な規制・誘導を進める。◇公園や緑地、街路樹、巨樹・巨木、古木など、街なかのみどりの保全や整備・充実に努め、四季を彩る自然景観の創造を目指す。◇一定規模以上の建築物・工作物等の色彩等に対する適切な規制・誘導を進める。◇太陽光発電施設については、周囲の景観に配慮した色彩・形態を推進する。◇ごみの不法投棄による街なかの景観阻害の防止を推進する。

② 景観資源に基づく景観類型

景観類型	良好な景観の形成に関する方針
水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇街なかを流れる河川・水路，ため池，湧水地などについては，親水性に配慮するなど，水辺の良さを活かした景観づくりを進める。 ◇主要な河川については，雄大な眺望に配慮した景観づくりを進める。 ◇公共施設は視点場からの眺望に配慮した景観づくりを進める。 ◇側溝や水路，河川等へのごみの不法投棄による河川などへの景観阻害の防止を推進する。
沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇主な幹線道路は来街者が目にするが多いため，眺望を確保する。 ◇沿道の建築資材・再生資源については，来街者の視点に配慮した景観づくりを進める。 ◇屋外広告物については，眺望などに配慮した，メリハリのある規制・誘導を進める。 ◇一定規模以上の建築物・工作物・太陽光発電施設の色彩等に対する適切な規制・誘導を進める。 ◇太陽光発電施設については，周囲の景観に配慮した色彩・形態を推進する。 ◇ごみの不法投棄による沿道や街なかの景観阻害の防止を推進する。
歴史景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域固有の歴史と街並みを活かした一体的な景観づくりを進める。 ◇寺社や史跡などの文化財，古道は，本市のなりたちや，歴史の積み重なりを表す景観であり，これからも保全・活用を推進する。 ◇旧有備館周辺など歴史的な街並みを残す地区においては，周辺地域と一体的に調和のある景観づくりを進める。
文教・公共景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇音楽，芸術，文化などの本市に点在する文化資源の利活用を促進する。
にぎわい景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域のにぎわいをもたらす市やまつり・催しについては，ごみの不法投棄を防止するなど良好な環境維持を推進する。
暮らし景観	<ul style="list-style-type: none"> ◇まとまりのある昔ながらの農村集落と屋敷林の景観を保全し，本市らしい景観づくりを進める。 ◇地域に根ざした民俗芸能やまつりの継承を支援し，地域ごとの伝統行事の保全・活用を推進する。